

令和7年度 新加入時必要経費

一般社団法人福井県建築組合連合会
(令和7年6月1日より改定)

1. 各組合の会費 _____ 円 (組合で確認して下さい)

2. 組合員となるための諸費用

(1) 県連加入金 7,000円 (加入時のみ)

(2) 県連会費 13,000円 (年額) … 25才未満・70才以上は半額

【加入月による会費額一覧表】

(単位: 円)

種別 月	25才以上・ 70才未満	25才未満・ 70才以上	種別 月	25才以上・ 70才未満	25才未満・ 70才以上	種別 月	25才以上・ 70才未満	25才未満・ 70才以上
4月	13,000	6,500	8月	9,000	4,500	12月	5,000	2,500
5月	13,000	6,500	9月	8,000	4,000	1月	4,000	2,000
6月	11,000	5,500	10月	7,000	3,500	2月	3,000	1,500
7月	10,000	5,000	11月	6,000	3,000	3月	2,000	1,000

(4) 共済費 500円 (月額)

支給内容は下記のとおりです。加入月の翌月より共済金が支払われます。

(50才以上)

(50才未満)

保障内容			保障金額
死亡弔慰金	本 人	病気等	240,000円
		不慮の事故等	320,000円
		重度障害見舞金	240,000円
	配偶者		160,000円
	子		80,000円
	親		24,000円
傷病見舞金	休業14日以上(累計)		20,000円
	休業30日以上(累計)		50,000円
	休業90日以上(累計)		90,000円
	休業120日以上(累計)		130,000円
祝金	結婚祝金		—
	銀婚祝金(結婚25年目)		—
	出生祝金		—
	就学祝金	子の小学校入学	—
		子の中学校入学	—
		子の高校入学	—
		子の大学入学	—

保障内容			保障金額
死亡弔慰金	本 人	病気等	90,000円
		不慮の事故等	120,000円
		重度障害見舞金	90,000円
	配偶者		60,000円
	子		30,000円
	親		9,000円
傷病見舞金	休業14日以上(累計)		20,000円
	休業30日以上(累計)		50,000円
	休業90日以上(累計)		90,000円
	休業120日以上(累計)		130,000円
祝金	結婚祝金		16,000円
	銀婚祝金(結婚25年目)		10,000円
	出生祝金		6,000円
	就学祝金	子の小学校入学	4,000円
		子の中学校入学	4,000円
		子の高校入学	4,000円
		子の大学入学	4,000円

※10年以上掛金を納入し、共済請求を一度も申請しなかった組合員については、県連脱退時に次のとおり慰労金を支給します。 (算出方法) 年間掛金額 (6,000円) × 掛金納入年数 × 0.1

裏面に続く

3. 労災保険料 【特別加入年額保険料一覧表】 (単位：円)

給付日額	事業主	一人親方	給付日額	事業主	一人親方
6,000	28,470	41,000	12,000	56,940	82,000
7,000	33,215	48,000	14,000	66,430	96,000
8,000	37,960	55,000	16,000	75,920	110,000
9,000	42,705	62,000	18,000	85,410	123,000
10,000	47,450	69,000	20,000	94,900	137,000

4. 健康保険料 【月額保険料一覧表】 (単位：円)

種別 加入者	法人第1種 (事業主)	第1種 (事業主)	第2種 (一人親方)	法人第3種 (労働者)	第3種 (労働者)	第4種 (25才～29才)	第5種 (20才～24才)	第6種 (20才未満)
本人のみ	34,200	32,400	27,800	23,800	23,100	15,000	12,300	9,700
(医 療 分)	(27,500)	(26,000)	(22,300)	(18,900)	(18,400)	(11,800)	(9,300)	(6,800)
(後期高齢分)	(6,700)	(6,400)	(5,500)	(4,900)	(4,700)	(3,200)	(3,000)	(2,900)
家族国保	3歳未満 0							
	就学前 (3才以上 6才未満)		3,600 (医療分：2,200 後期高齢分：1,400)					
	若 年 (6才以上 23才未満)		4,900 (医療分：3,000 後期高齢分：1,900)					
	成 人 (23才以上 70才未満)		5,800 (医療分：3,700 後期高齢分：2,100)					
	高 齢 (70才以上)		5,000 (医療分：3,100 後期高齢分：1,900)					
家族保険料は、6人目から徴収しません。								

(注) 令和7年4月1日現在の年齢。新加入者は加入時の年齢。

介護保険料(40才～64才まで：65才以上は市町が徴収)

【月額保険料一覧表】 (単位：円)

法人第1種(事業主)	第1種(事業主)	第2種(一人親方)	法人第3種(労働者)	第3種(労働者)	家族
4,900	4,800	4,200	3,700	3,600	2,800

(注) 介護保険料は6人目からでも徴収します。

＜中建国保の主な給付金＞

- 70才未満の組合員を対象に医療費自己負担分がひとつの病院・調剤薬局で1ヶ月17,500円を超えた分は償還されます。(但し、加入して3カ月間は支給しません。)
- 組合員が病気やケガで連続5日以上仕事を休んだ時、3年を単位として最高1日8,000円、入院・入院外でそれぞれ50日を限度とし、最大100日にわたり傷病手当金がうけとれます。(但し、加入後90日を経過した組合員が対象となります。)※工作中的のケガ、仕事が原因でおきた病気等は労災保険で治療を受けて下さい。健康保険は使えません。
- 加入者が出産した時(妊娠85日以降の死産を含む)、1子について50万円の出産育児一時金が支給されます。原則として中建国保が直接病院等に出産育児一時金を支払いますので、まとまった現金を用意しなくても、安心して出産することができるようになりました。(直接支払制度)
- 組合員が死亡したときは7万円、家族が死亡したときは5万円の葬祭費が支給されます。
- 中建国保の加入者が指定保養施設を利用した場合、1人あたり1泊につき3,000円の補助金が支給されます。(補助対象の保養施設は、便利帳又はホームページに掲載されています。)
- 組合員またはその家族がインフルエンザの予防接種を受けた時は、1人あたり年度内2回を限度に2,000円が補助されます。
- 年度中に40・45・50・55・60・65・70才の誕生日を迎える人が特定健診にかえて人間ドックを受診した時に、ドックの費用額に応じて補助金が支給されます。
- 令和6年4月から令和7年3月の間に、世帯全員が医療機関にかからず、組合員が健康診断を受診している世帯を対象として、『健康家庭祝金』を支給します。(※集団健診以外の健診を受診した人でも、健診結果を提供していただければ対象になります。)

(注) 2～7については申請が必要です。尚、申請に必要な添付書類もありますので、「中建国保の便利帳」を見ていただくか、事務局にお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先) 〒910-0859 福井市日之出5丁目4番7号 TEL 0776-54-2615 FAX 0776-54-8878